

未成年者の自転車加害事故 と親の責任

東京地判令和5年10月6日（交通民集56巻5号1333頁）

交通事故民事裁判例集 編集代表
弁護士・日本大学大学院講師
藤村和夫 Kazuo Fujimura

Ⅰ はじめに

本格的な評釈の対象とされるような判例ではないものの、当該判決を見た者をして、「えっ、こんな判決が出たのか!」と、思わず唸らせると同時に、理論的にも実務的にも興味をそそる判決であろう。そこで「唸らせる」というのが、どういう理由で唸らせるのかはさておき、日々、比較的多くの裁判例に接する機会を持つ者にとっては、そのような判決に出くわすことも少なくない。

どのように当該判決を受け止めるかは、当該判決に接した各人の個性があって然るべきであろうが、なるべく冷静に、かつ客観的に把握する道筋を調えることも蔑ろにはできない。多角的・多面的な見方・読み方が推奨されるが、言うは易し行うは難しである。

「虫の目」とは、細部から物事を見ていく、足下を見つめ直す、「鳥の目」とは、俯瞰する、大所高所から広い視野で物事を見つめていく、「魚の目」とは、物事の流れを見極める、それぞれこのように説明されることの多い、ものの見方を表す言葉のようであるが、このような視点を持って評釈という網の目から零れ落ちた裁判例を見ていくと思わぬ気づきが齎されるやも知れぬ、そんな心持ちにもなる。

ただ、虫の目では細部に囚われすぎるのではないか、逆に、鳥の目では、細かい事象を見逃

すのではないかと、それぞれ懸念され、魚の目を以てしても流れを的確に把握することは必ずしも容易ではないこともあろう。三つの目が同時に求められる所以である。

近時、問題とされることの多い論点に関わる事案から見えていこう。

Ⅱ 事案の概要

令和2年11月18日午後2時半頃、信号機による交通整理の行われていない丁字路交差点（東側と南側から各片側1車線の公道と西側から1車線のみ的一方通行道路〔以下「一通道路」という。〕が丁字路状に接続し、北側に東西を貫く形で歩道〔幅員3m〕が設けられており、同交差点の北西角付近から北方向に私道が延びている。）において、一通道路方向から東に向かって本件歩道を駆けてきたX（男、7歳、小学2年生）が、東側から本件交差点に接続する公道の車道南端を進行してきて南側からその公道をわたり、本件私道に向けて歩道を南側から北側に横切るように進行したY1（男、14歳、中学2年生）運転の自転車と進路が輻輳し、（Xが）北側のY1自転車前方方向へ避けようとしたところ、Y1自転車とは接触せずに、そのすぐ前を通り過ぎたが、私道入り口付近角の東側に設置されていた美容室の看板に左足を引っかける形になって転倒、受傷した。

そこでXが、Y1に対しては、左方から近づ